

患者様、ご家族様各位

入院時のお食事の負担額変更について

入院時にお支払いいただいております入院食事療養費標準負担額は、法改定により令和6年6月から金額が引き上げられます。

令和6年6月分入院医療費請求書から金額が変更されますのでご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担）

所得区分		<現行>令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から
ア	現役並みⅢ	1食につき460円 (1日につき1,380円)	1食につき 490円 (1日につき 1,470円)
イ	現役並みⅡ		
ウ	現役並みⅠ		
エ	一般		
オ	低所得Ⅱ	1食につき210円（1日につき630円）	1食につき 230円 （1日につき 690円 ）
		※過去12カ月間の入院日数が90日を超えた場合 1食につき160円（1日につき480円）（申請が必要）	※過去12カ月間の入院日数が90日を超えた場合 1食につき 180円 （1日につき 540円 ）（申請が必要）
	低所得Ⅰ	1食につき100円（1日につき300円）	1食につき 110円 （1日につき 330円 ）

※ただし、一般所得区分に該当される方のうち、平成27年4月1日以前から平成28年3月31日までにすでに継続して1年以上精神病床に入院しており、平成28年4月1日以後も引き続き継続して1年を超えて精神病床に入院している患者様については、経過措置として当分の間据え置きとなります。

令和6年5月 藤沢病院